「商号等」という。）の変更	三　変更年月日	日本における代理人の商号等の変更（特定信用事業電子決済等代行業者が外国に住所を有する個人である場合に限る。）
日本における代理人が法人であるときは、変更に係る事項を記載した登記事項証明書又はこれに代わる書面、日本における代理人が個人であるときは、住民票の抄本又はこれに代わる書面	一　新商号等 二　旧商号等 三　変更年月日	日本における代理人の変更（特定信用事業電子決済等代行業者が外国に住所を有する個人である場合に限る。）
一　理由書 二　変更後の日本における代理人の住民票の抄本（当該代理人が法人であるときは、当該代理人の登記事項証明書）又はこれに代わる書面	一　変更前の日本における代理人の商号等 二　変更後の日本における代理人の商号等 三　変更年月日	

役員（法第九十二条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の三第一項第二号に規定する役員をいい、役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。以下この表において同じ。）の変更	一　変更があった役員の氏名又は名称及び役職名 二　就任又は退任年月日	
一　法人の登記事項証明書 二　就任する役員に係る次に掲げる書面 イ　履歴書（就任する役員が法人であるときは、当該役員の沿革を記載した書面） ロ　住民票の抄本（就任する役員が法人であるときは、当該役員の登記事項証明書）又はこれに代わる書面		